

伊丹市障害者地域生活支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、障害者又はその家族等に対し、福祉サービスの利用や就労等に関する総合的な相談に応じ、障害者又はその家族等のニーズに対応した各種の保健、福祉サービス、就労支援等が総合的に受けられるようにするとともに、関係行政機関、サービス実施機関及び公共職業安定所、企業等との連絡調整等の便宜の供与を包括的に行うため伊丹市障害者地域生活支援センター事業（以下「地域生活支援センター事業」という。）を行う。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、市内に住所を有する身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）並びにその家族及び親族（以下「家族等」という。）とする。

(実施施設)

第3条 この事業の実施施設は、別表に定める施設とする。

(事業)

第4条 地域生活支援センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 相談支援業務

- ア 福祉サービスの利用援助
- イ 社会資源を活用するための支援
- ウ 社会生活力を高めるための支援
- エ 専門機関の紹介
- オ 相談支援の質の向上

(2) 障害者支援ネットワークの構築

- ア 障害者福祉サービス事業所、関係機関との連絡・調整
- イ 地域自立支援協議会の運営

(3) 就労支援業務

- ア 就労支援計画の作成
- イ 公共職業安定所、企業・団体等との連絡・調整
- ウ 障害福祉サービス事業所、教育機関等との連絡・調整
- エ 職場実習先の開拓及び職場実習の支援
- オ 就労定着支援
- カ 障害者を雇用する企業等に対する相談・支援
- キ 障害者雇用に関する啓発
- ク その他、障害者の雇用に関する支援

(4) 権利擁護業務

障害者の虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の障害者の権利擁護のための必要な援助を行う事業

(業務の委託)

第5条 事業の運営の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等（以下「運営者」という。）に委託することができる。

(職員の配置等)

第6条 運営者は、あらかじめ地域生活支援センターの管理責任者を定めるとともに、生活支援員、就労支援員、職場開拓員、就労サポーターを常勤配置し、地域生活支援センターの業務に専従させることとする。ただし、地域生活支援センターの業務に支障のない範囲において他の業務と兼務させることができる。

(運営の公平性・中立性の確保)

第7条 地域生活支援センターは、本事業を実施するに際し障害者及びその家族等の意思を尊重し、障害者に提供するサービス等が特定の種類、又は特定のサービス事業者等に偏ることなく公正・中立性の確保に努めなければならない。

(利用料)

第8条 本要綱各条に定める事業の利用料は、無料とする。ただし、利用料以外の必要な経費については、利用者負担とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

名 称	所 在 地
伊丹市障害者地域生活支援センター	伊丹市広畑3丁目1番地